

伊方原発再稼働反対 広島市議会決議 請願行動進捗報告 No.3

2013年12月28日



伊方原発3号機再稼働問題は「生存権問題」か 「エネルギー問題」か ~広島市長に質問書提出~

『結・広島』は「四国電力伊方3号機再稼働問題に関する広島市長への質問」を11月11日に提出し、広島市企画総務局秘書課長の岩崎学氏が受け取りました。岩崎氏は11月18日に回答を書面で提出すると約束しました。

広島市長自身はどう考えているのか、が知りたい

質問書の要点は、

- ① 「結・広島」の先頃広島市議会に提出した「伊方原発3号機再稼働に反対する決議」を求める請願書に関して市議会所轄常任委員会である『経済観光環境委員会』委員長の豊島岩白議員の求めに応じ、広島市役所担当部局である広島市環境局温暖化対策課が『見解』を豊島議員に提出し、これをこの問題に関する広島市当局の見解として常任委員会に報告した。
- ② この広島市当局（[温暖化対策課](#)）の見解は松井一實市長ご自身の見解であるか。

というものです。

この「質問」自体奇妙な質問でもあります。というのは広島市役所の長である広島市長に対して、その傘下市当局が議会に対して示した見解に対して「これはあなた自身の見解でもあるのか？」と聞いているわけです。しかしこのケースではあえて聞いて見なければならない理由がありました。

「結・広島」の請願書の中身は、

- ①伊方原発の再稼働が近づいている
- ②原子力規制委員会の「原発苛酷事故時の放射性物質拡散シミュレーション」と同じく原子力規制委員会が決定施行した「原子力災害対策指針」（[2013年9月5日施行](#)）を合わせ読むと、広島市は1週間で4mSvの被曝線量を被ることになり、「一時移転」の対象区域となる
- ③現在の原子力規制行政は決して原発の安全を担保しておらず、「確率論的安全性評価」（PSA）の考え方の下に、原発再稼働の「規制基準適合性審査」を行っている
- ④従って伊方原発はフクシマ事故並の苛酷事故を起こす蓋然性をもつ
- ⑤これは広島市民にとって「生存権」問題である
- ⑥よって広島市議会は広島市民の生存権を守る立場から「稼働反対」を決議して中央政府に政治的圧力をかけていただきたい（右表1参照のこと）

原発問題を100%「エネルギー問題」とする 広島市当局

この「請願」に対して広島市当局の見解は、

- ①原発問題はエネルギー問題である
 - ②エネルギー問題は国の専管事項である
 - ③広島市としては要望するのみ
 - ④原発再稼働問題は、国の進めているエネルギー政策見直しの中で適切に判断されるものだと考えていて（[国を全面的に信頼する](#)）
- というものでした。

[<次ページに続く>](#)

表1

広島市長に提出した質問書

四国電力伊方原発3号機再稼働問題に関する 広島市長への質問

2013年11月11日

広島市長 松井 一實 様

日頃の広島市民のためのお働きに深く感謝いたします。

先の広島市議会に「四国電力伊方原発3号機再稼働に反対する広島市議会決議を求める請願」を提出させていただきました広島の市民グループ「結・広島」と申します。

さて、「四国電力伊方原発3号機再稼働に反対する広島市議会決議を求める請願」は、先の広島市議会9月26日の「経済観光環境委員会」において審査されました。

経済観光環境委員会委員長の豊島岩白議員は、この委員会での審議に先立ち、広島市当局に四国電力伊方原発3号機再稼働問題に関する見解を求めました。

9月26日の「経済観光環境委員会」に提出された広島市当局（広島市環境局温暖化対策課）からの回答は【別紙1】の通りの内容でした。

原発が過酷事故を起こす可能性を持つことは、現在、原発規制行政の前提となっています。広島市は伊方原発から直線で100kmに位置し、伊方原発で苛酷事故が起った場合、深刻な影響を被ることが、原子力規制委員会の行ったシミュレーションに基づいて予測されます。したがって、四国電力伊方原発3号機再稼働問題は、広島市民の「生存権」の問題です。

一方、広島市・広島市議会は、広島市民の生命・健康・財産に対して第一義的責任を負っているはずです。

ところが、この広島市当局（広島市環境局温暖化対策課）からの回答は、「『原子力発電の再稼働については、国及び関係当事者において判断される』と広島市は考えている。」というものです。伊方原子力発電所3号機の再稼働について、広島市は主体として考えることはもも無く、国及び関係当事者に判断をさせる、と言っています。ここには、広島市民の生命・健康・財産に対する第一義的責任を果たそうとする態度はまったく読み取れません。地方自治体として、あり得べからざる態度であると考えます。

そこで、広島市長に質問させていただきます。

【別紙1】の広島市当局（広島市環境局温暖化対策課）からの回答に示された見解は、広島市長の見解と考えてよろしいのでしょうか？

公務ご多忙の中、甚だ恐縮ではありますが、2013年11月18日までに回答を、できれば書面にてお願ひいたします。ご回答は11月18日午後5時ごろに受け取りにお伺いします。

なお、ご回答は、「結・広島」のWebサイト及びチラシにて公表させていただきますことを申し添えておきます。

ご回答のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

市民グループ『結・広島』
〒736-0087 広島市安芸区矢野町752-29
代表：原田二三子

『結・広島』Webサイト <http://hiroshima-net.org/yui/>

広島市議会に市民の意志を示し、市民の圧力をかけるために共同請願人を募っています。まずは私たちの安全、生命・財産、生存権を守りなさい、これが私たちの主張です。ご協力を宜しくお願ひいたします。

<前ページより続き>

伊方原発再稼働は「生存権問題」か「エネルギー問題」か

要点を整理すれば、伊方原発 3 号機再稼働問題は広島市民にとって「生存権問題」と「結・広島」が問題提起したのに対して、広島市当局は「生存権問題」の視点は無視したまま、伊方原発 3 号機再稼働問題という個別問題を、「原発問題」という抽象的一般論に置き換えて、原発問題はエネルギー問題とこれも一般化し、その上でこれは「国の専管事項」なので国及び関係当事者が適切に判断するものと期待している、と答えています。

「国を信じたのに騙された」

この広島市当局の「見解」は、請願を提出した私たちにとって看過できないものとなりました。1 つには伊方原発 3 号機再稼働問題を広島市民の生存権問題として把握しきれない広島市当局の鈍感さ、です。フクシマ事故前とポスト・フクシマ時代では、地方行政のあり方は大きく変わりました。いや大きく変化しなければならないはずです。

これまで地方行政は中央行政の末端行政機関でした。原発問題でもその姿勢が許されるのか、という問題です。典型的には福島県飯館村の村長のコメントです。村長は、「今まで国のいうとおりにやってきた。それが村民の避難という事態、村の壊滅にまで立ち至った。これまで国を信じてやってきたのに國に騙された」といいます。

ポスト・フクシマ時代の地方行政のあり方

しかし、地方自治体の最高責任者として「国に騙された」で済む話ではありません。飯館村の村長が国に騙されたのなら、騙された飯館村の村長にも大きな責任があります。住民の立場からすればそうなります。なぜなら、飯館村の住民の生命・財産、一言でいうなら生存権を守り抜く直接の最高責任者は飯館村の村長、という役職なのですから。飯館村の村長には大変気の毒な話ではありますが、少なくとも「ポスト・フクシマ時代」は、国のいうなりであってはならず、地方自治体といえども自ら調査研究し、住民の生存権は、第一義的にその自治体首長が守り抜くという姿勢を示してもらわねば困ります。少なくともそれが「フクシマ事故」から学んだ「ポスト・フクシマ時代」の地方行政の姿勢でしょう。

この観点から見れば、現在の広島市当局の姿勢は旧態依然たる「フクシマ事故前」の行政姿勢です。

広島市当局の主体性・独立性 視線の先は市民か国か

2 つめは広島市当局の主体性です。「原発問題はエネルギー問題」「エネルギー問題は国の専管事項」「よって地方自治体たる広島市は国の判断を見守る」「国は適切に判断してくれるだろう」とする主体性放棄の広島市当局の姿勢です。いわば判断停止状態にあるこの広島市の姿勢は、この市当局に私たちの生命・財産を預けて本当に大丈夫なのだろうか、という不安をいやが上にもかき立てます。市当局の視線の先には国しかなく、市民は存在していないのではないか…。

松井市長はただ一人の公選広島市責任者

従って「広島市長も全く同じ考え方、姿勢なのだろうか」という質問をぶつけてみたくなることとなります。広島市長に質問をしてみたい、と考える理由はもう 1 つあります。それは**広島市長は、私たちが直接選挙で選んだ唯一の市当局責任者**だという点です。広島市民は、たとえば環境局温暖化対策課長を直接選任することはできません。が、広島市長は直接選挙で選ぶことができます。広島市長が不適切であれば私たちは直接広島市長を取り換えることができます。したがって**広島市長に直接質問する行為は、私たちの選挙による選択は間違いないかどうかの確認作業**もあります。同時に**広島市長は他の広島市幹部がもたない直接の責任を広島市民に負っています**。こうした背景から私たちは質問書を提出したのです。

表 2

広島市からの回答全文

市民グループ『結・広島』
代表 原田 二三子 様

2013 年 11 月 11 日付で頂いた「四国電力伊方原発 3 号機再稼働問題に関する広島市長への質問」にご回答いたします。

原発の再稼働等についての広島市としての対応は、平成 25 年第 3 回広島市議会定例会の経済観光環境委員会（9 月 26 日）に提出した資料（下記参照）のとおりです。

今後とも、お気付きのことございましたら、お聞かせいただきますよう、お願ひいたします。

記

エネルギー政策は、エネルギーが国民の経済や生活を支える基盤であることを踏まえて、国民経済や国民生活全般に責任を持つ国が決定すべきものと考えています。国は、原子力発電については、基幹エネルギーとして位置づけてきましたが、平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電に対する国民の信頼が大きく失われたことから、本市は国に、国民の理解と信頼が得られるよう早急にエネルギー政策を見直し、具体的な対応策を講じるよう要望してきたところです。

国は、現在、エネルギー政策の見直しを進めており、本市としては、原子力発電の再稼働については、現在、国が進めているエネルギー政策の見直し等の取組の中で、国及び関係当事者において判断されるものと考えています。

平成 25 年 11 月 28 日
広島市観光局温暖化対策課
課長 山崎 孝通

図 1 原子力規制委員会のシミュレーションを基にした放射能拡散イメージ図



現れたのは温暖化対策課長

18日、質問書回答を受け取りに秘書課を訪れました。すぐに担当者に回答をもってこさせるというので、てっきり松井市長名の文書を誰かがもってくるものと思い、しばらく待っていると、なんと現れたのは広島市議会に市当局の「見解」を提出した当の担当部局「温暖化対策課」でした。

「温暖化対策課の見解は本当に広島市長の見解なのか」という質問に対して、回答をもって現れたのが温暖化対策課長の山崎孝通氏と課員で直接担当者の福長賢氏の2人。随分人を食ったあしらいです。そして課長が提出したのが表2の回答です。

この時私たちの取り得る態度は幾通りかありました。1つは広島市長に対して上記いきさつで提出した質問書に対して、温暖化対策課長名でのこの回答内容では、回答になっていない、全くの同義反復であるとして回答書を受け取らないやりかた。2つ目は取りあえず話し合いをして、その上で判断するというやりかた。3つ目は「回答書」として受け取りその解釈はあととする、というやりかた。結局2つめのやりかたを取ることにしました。

「松井市長代理」の署名を迫る

市当局側は2名、私たち「結・広島」は代表の原田二三子と事務局の哲野イサクと網野沙羅の3名、それに秘書課長の岩崎氏がやや離れて立ったまま遠巻きにこれを眺めるといったいさか珍妙な光景で、話し合いとも交渉ともつかぬやりとりがはじまりました。やりとり自体は1時間半近くかかりましたが、かけた時間の割には内容は薄く、同じ問答の繰り返しが多く、以下要点だけを記します。

この回答書は温暖化対策課長名での回答となっているが、松井市長の回答なのかどうか、という質問に対して、対策課は「市役所は

組織であって、市長に対する質問を担当部局名で回答することはよくあることだ。市長と担当部局は一体である」というものでした。

これに対して「一般的に広島市長や広島市に対する質問に担当部局が替わって回答することはよくあることだし、そのこと自体は理解できる。しかし今回はそのケースに当てはまらない。担当部局の見解に対してこれは市長も同じ見解か?と問うているのが質問の趣旨だ。それに対して担当部局が出てきて回答するのでは、同義反復だ。このまま受け取れない。質問の成り立ちが理解されていない」と反論しました。

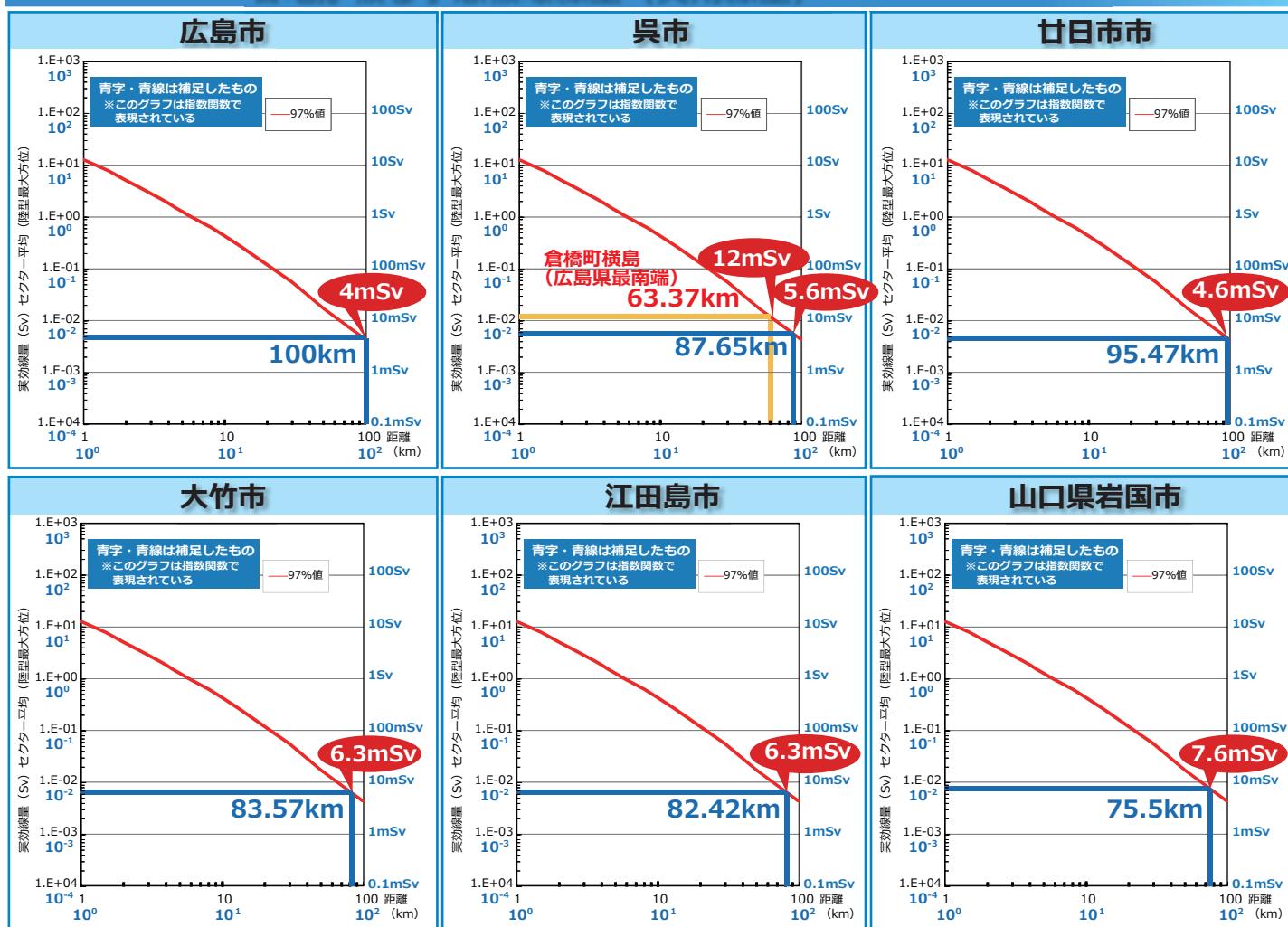
これに対して山崎課長は「**広島市長も同意見である**」と捕捉したので、「**松井広島市長も同意見**という趣旨ならば、同義反復にはならない。それを文書化して欲しい。文書化の証としては、一筆手書きでいいので山崎課長名の前に“**広島市長松井一實代理**”と書き添えて欲しい」と迫りましたが、**山崎課長はこれを拒否**、あくまで自分名での回答書の形式を崩しませんでした。

論点が完全にすれ違っている

「私たちの論点は“伊方原発3号機再稼働問題”であって、しかも広島市民の“生存権”問題として扱っており、その角度から質問をしている。これに対してこの回答の構造は、伊方原発3号機再稼働問題という論点にはまったく触れず、構成としては“伊方原発3号機再稼働問題”は“原発問題”、“原発問題はエネルギー問題”“エネルギー問題は国の専管事項”“広島市は国のエネルギー政策を見守る”という流れになっている。原発問題が“エネルギー問題”という論点がありうることは理解できる。しかしこの質問書はその視点から論じていない。つまりこの回答は論点をすり替えている。論理学でいう典型的な“論点すり替えの詭弁の誤り”を犯している。質問の論点についてはなんら回答していない」というのが私たちの立場。

<次ページに続く>

図2 伊方原発が福島原発並みの苛酷事故を起こしたら…原子力規制委員会の放射能拡散シミュレーションによる各地が被る予想被曝線量（実効線量）※各市の市役所までの距離



<前ページより続き>

これに対して「質問の論点は理解している。だからこうして説明している。原発問題が広島市民の“安全・安心”を脅かす状態になれば、広島市として当然対応をとるが、現在のところその証拠はない」という口頭的回答が対策課の立場。

「それはそれで結構だ。広島市の使う“広島市民の安心・安全”は私たちの“生存権”とほぼ同じ意味だと思う。質問の論点が理解されていて、広島市民の生存権が脅かされる状況、あるいはその恐れがある時には、広島市は独自に動くということあれば、その旨を回答に書いて文書化して欲しい。口頭で回答したんだから、文書にすることには不都合はあるまい」と迫ると、**これも拒否**。

文書上では「原発問題はエネルギー問題」という立場を一切崩さないという決意が固く、あとは繰り返しの押し問答。

「広島市民に脅威が及ぶ状態」とは？

このやりとり全体で、唯一論点がかみ合った話題があります。それは伊方原発3号機再稼働問題で、“広島市民の安心・安全がおびやかされているか、あるいはおびやかされそうな証拠があるか”という問題です。山崎課長は「広島市民の生存権が脅かされる状況、あるいはその恐れがある時には、広島市は独自に動く」とっています。**(もっともその時は温暖化対策課が担当部局ではないでしょう)**

これは実は、原子力規制委の「原子力災害対策指針」や「原発苟酷事故時の“放射性物質拡散シミュレーション”をどう読み、どう解釈するか」という問題に帰結します。同時に私たちの指摘している問題そのものもあります。

対策課の理解は、“国”なり“規制委”なりが、原発苟酷事故時に広島市が何らかの対策が必要だ、という明示がない、という点にきます。言い換えれば国や規制委から「広島市は危ないよ」といつてもらうまで脅威は存在しない、という立場です。

規制委資料は明白に 「広島市はあぶないよ」とっている

確かにシミュレーション自体作成した目的は、原発30km以内を“原子力災害重点区域”とすることの妥当性を裏付けることにあり、広島市は30km圏外にありますから重点区域ではなく、従って原子力災害時の広域避難計画対象区域から外れています。しかし、広島市は30km圏外で、災害対策指針でいうOIL2（一時移転対象区域）となりうる蓋然性があることは、シミュレーションで示された「原発からの距離と被曝線量関係グラフ」から明らかです。**(図1と図2の「広島市」を参照のこと。さらに表3、表4参照のこと) 規制委資料は「広島市はあぶないよ」とっているのです。**

表4 苛酷事故時の避難基準（OILと防護措置）

OIL(Operation Intervention Level=運用上介入レベル)

国に黙々と従うだけの広島市

対策課は、「広島市の明示がない」、の一点張りで「従つて“広島市民の安全・安心”が脅かされている、あるいはその恐れがある状態ではない」と主張します。思わず「そこまで国にいうなりなのか、自分の頭でモノを考えてみると、その姿勢はないのか」となじったほどでした。それぞれの自治体が自分自身で調査・研究をし、自分自身で地域住民の「生存権」を守る、これが「ポスト・フクシマ時代」の地方自治体のあり方でしょう。後から「国に騙された」といつてみてははじまらないのです。**(なおこのやりとりの最中、対策課が“EPZ”という言葉を使ったので、対策課がいまだに古い「原子力災害対策指針」を使っていることが明らかになりました。現行の対策指針では“EPZ”という用語は廃止され、“UPZ外”と一緒に大きく括られています)**

結局私たちはこの回答書ならぬ「回答書」を書面で受け取り、詭弁に終始し、危機感の薄い広島市当局の現状を証拠立てる1つの資料として受け取って帰り、国に黙々と従うだけの広島市当局のあり方では、とてもポスト・フクシマ時代に対応できていない。広島市民に警告を鳴らすことにしよう、と決めてやりとりをこちらから打ち切って広島市役所を後にしました。

広島市当局は、実は「原発推進派」

「温暖化対策課課長」と話す機会なので、前々から抱いていた疑問「原発問題はなぜ温暖化対策課が担当部局なのか」という質問をしてみました。明確な回答が得られないので、「広島市での政策課題ポジショニングでは、原発問題は環境省と同じ捉まえ方をしているのか？」と尋ねてみました。山崎課長は無言でした。その対応ですべてが了解されました。国の環境省においては、温暖化対策とは要するに「温室効果ガス」(CO2やメタンガスなど)をいかに削減するかという政策課題と同義です。原発は全くCO2やメタンガスを排出しないエネルギー手段として捉えられていますので、環境省にあっては原発推進は温室効果ガス削減の有力なエネルギー手段として位置づけられています。つまり**環境省は本質的に「原発推進」なのです。**広島市の原発問題のポジショニングが基本的に環境省と同じ、ということは、広島市もまた原発を温室効果ガス削減手段としてとらえており、だから担当部局が温暖化対策課なのです。つまり広島市の態勢は“原発推進”なのです。

表3 全面緊急事態における避難や一時移転の目安

PAZ (~概ね5km)	OIL1 即時避難
UPZ (概ね5~30km)	OIL2 一時移転の実施
UPZ外 (概ね30km~) ※広島市が該当	30km以上であってブルーム(放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲)が通過すると見られる地域。モニタリングの結果、ブルームがあればOIL2

PAZ : Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域

UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を計画する区域

基準の種類	基準の概要	初期値設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1 住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4 除染を講じるための基準	β線: 40,000cpm β線: 13,000cpm [一ヶ月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の係数率)	避難基準に基づいて避難した避難者をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期措置	OIL2 地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
	飲食分に係るスクリーニング基準 OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射線核種濃度測定を実施すべき地域を特定する	0.5μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射線核種濃度を測定すべき地域を特定
飲食物摂取制限	OIL6 経口摂取による被曝影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 飲料水・牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素 300ベクレル/kg 放射性セシウム 200ベクレル/kg ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 1ベクレル/kg ウラン 20ベクレル/kg	一週間以内と限定すれば実際には不可能